

やらない**勇氣**より、

やる**遊亀**。

とりあえず遊亀公園を
自由に使ってみようの巻

よろしくね

遊亀公園 トライアルサウンディング

令和5年度 実施要項

実施場所

遊亀公園

(甲府市太田町10番1号)



募集期間

R5 **4/24** (月) ▶ R5 **10/31** (火)

申込・
連絡先

甲府市 まちづくり部 まち開発室 公園緑地課 動物園整備係
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階
☎: 055-223-6101 e-mail: tosikoen@city.kofu.lg.jp

生まれ変わる遊亀公園を、一緒につくりましょう！

みなさまおなじみの遊亀公園は、さらに魅力的な公園として生まれ変わるため、公園の持つ強みと、民間事業者等のみなさまのノウハウ・アイデアを活かした公民連携による賑わいの創出を検討しています。

そこで！ 甲府市は社会実験として、遊亀公園を使用したい民間事業者等のみなさまを募集し、「**無料で**」「**自由に**」公園を実際に使用していただく「**トライアルサウンディング**」を実施します！

民間事業者等のみなさまは、トライアルサウンディングへの参加を通じて、「公園ですっとこれをやってみたかった！」など、胸に秘めていたユニークな発想をぜひ遊亀公園で実現してください！

甲府市は、多くのみなさまに参加いただき、お互いに連携しながらトライアルサウンディングを実施することで、その相乗効果による素晴らしいアイデアが創出されることを願っています。

さらに、実際にトライアルサウンディングに参加いただいた皆様からの意見や感想を踏まえ、公園に求められるニーズや課題を把握分析しながら、遊亀公園がさらに魅力的な公園へと生まれ変わるための取組を一層強化してまいります。

何にせよ、トライアル（お試し）なので、ぜひお気軽にご参加ください。

やってみたい... では、やりましょう！

※トライアルサウンディングについて、詳しくは「甲府市公共施設等マネジメントトライアルサウンディング制度」をご覧ください
(<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kanzai/kouminrenkei/documents/tsdjissisisin.pdf>)

1. トライアルサウンディング実施対象地（遊亀公園）の概要

遊亀公園は、JR 甲府駅から南に約 1.8km に位置し、中心市街地に近接する都市公園です。敷地内には「遊亀公園附属動物園」が位置し、全国的に珍しいまちなかにある動物園として、市民はもちろん、多くの方々に愛されています。敷地は歴史ある一蓮寺・稻積神社に隣接するとともに、その周辺には甲府市総合市民会館、市立湯田小学校、甲斐清和高等学校等の施設があるなど、歴史的・教育関連施設の多いエリアに位置します。

また、公園内にて毎年 5 月上旬に「正の木祭り」が開催され、大勢の人手で賑わいます。

さらに、公園付近には市内の主要なバス路線を有しているとともに、JR 南甲府駅が徒歩 15 分の位置に存在、公園内には無料駐車場も整備されているなど、高い交通利便機能を備えています。

【トライアルサウンディング実施対象範囲等】



※ 公園の東側の「遊亀公園附属動物園」は、令和 9 年 3 月末までリニューアル工事により休園しており、トライアルサウンディング実施期間中は開園しません。また、公園内には工事施工に伴う仮囲いが設置されています。

2.トライアルサウンディング提案要件

(1) 提案内容

提案内容は、次の全てに該当するものに限りです。

- ① 遊亀公園に関するものであること。
- ② 確実に実施できる内容であること。
- ③ 公共施設等を利用する市民等の利便性が向上するものであること。
- ④ 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。

(2) 使用者の視点（心得）

トライアルサウンディングの実施（以下「使用」という。）にあたっては、次の視点から自らの提案内容を実施するものとします。

- ① 公園・動物園の魅力向上に繋がるか
- ② 公園・動物園の活性化、公園利用者の増に寄与するか
- ③ 公園の多機能性を損なっていないか、多くの人が利用できるか
- ④ 地域への理解を得られるか
- ⑤ 周辺の一蓮寺・稲積神社・附属動物園等の有する歴史的・文化的な雰囲気や景観を阻害しないような使用内容となっているか

(3) 使用内容の例

- ① 飲食・物品を提供する簡易的な店舗スペース、販売会場（キッチンカー等）として使用する
- ② イベント会場として使用する
- ③ 演劇・芸能（ダンス・楽器演奏等）・講演スペースとして使用する

(4) 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的または宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等
- ③ 騒音や悪臭など著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反しまたは反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他、市が公共施設等との関連性が低いと判断する行為

(5) 使用期間

提案に基づく使用の期間は、本市が許可した期間とします。

(6) 提案に係る資金調達・報酬等

- ① 使用に係るすべての経費（原状回復費用を含む）は、暫定利用者が負担するものとします。
- ② 使用期間中の営業等による収益は、暫定利用者が全て得ることができます。

3.実施スケジュール（令和5年度トライアルサウンディング）

(1) 事前対話等 (2) 応募書類提出	令和5年4月24日(月)～令和5年10月31日(火)
(3) 提案審査 (4) 審査結果の通知	令和5年5月8日(月)～令和5年11月30日(木)
(5) 事業実施・モニタリング	令和5年6月1日(木)～令和5年12月17日(日) ● この期間内において、最短1日間～最長3か月間 ※ ただし、終期は12月17日までであるため、最長3か月間の事業実施をできない場合があります。
(6) 実績報告書提出・ヒアリング	使用終了後1週間以内

※ 内容について、詳しくは「4.実施の流れ」をご覧ください。

4.実施の流れ

(1) 事前対話等

① 事前対話

- 民間事業者等より「【様式1】事前対話申込書」の提出があった場合は、事前に事務局と日程調整を行ったうえで事前対話を実施するものとします。
- 事前対話の有無は提案審査に影響することはありません。
- 事前対話に関する全ての書類作成及び提出等に係る費用は、民間事業者等の負担とします。

② 現地調査

- 提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、民間事業者等より、「【様式2】現地調査申込書」の提出があった場合は、事前に事務局と日程調整を行ったうえで現地調査を実施することができるものとします。
- 現地調査にあたっては、施設管理者及び公園利用者へ迷惑を及ぼさないこと、また、施設運営に支障のない範囲で許可するものとします。

(2) 応募書類提出

応募者は、次の書類（各1部）を表紙ページ「申込先・連絡先」まで提出してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 提案事業概要（任意様式）
※ 応募者名、事業名・内容、準備・運営スケジュールを必ず記載してください。② 「【様式3-1】都市公園内行為・都市公園占用（更新・変更）許可申請書」③ 「【様式3-2】都市公園使用料免除申請書」④ 「【様式4】誓約書」⑤ 「【様式5】応募者調書」⑥ 市町村税の納税証明書（発行後3箇月以内のもの） |
|--|

(3) 提案審査

応募者の提出書類について、「【別紙】遊亀公園トライアルサウンディング提案評価表」に基づき、本市による審査を行い、60点以上かつ本事業の趣旨に合致する場合、暫定利用者として選定します。

- 審査の結果、60点未満の場合は暫定利用者として選定しません。又、著しく評価の低い評価項目がある場合は、暫定利用者として選定しない場合があります。
- 内容に確認すべき事項がある場合、個別ヒアリングを実施する場合があります。

(4) 審査結果の通知

使用許可となった暫定利用者に対し、「都市公園内行為許可書兼都市公園占用許可書」を交付します。また、審査結果については、応募者全員に電子メールにより通知するとともに、市のホームページへ「暫定利用者の名称」「提案事業概要」を公表します。なお、審査結果に対する異議は申立てることができないものとします。

(5) 事業実施・モニタリング

「都市公園内行為許可書兼都市公園占用許可書」が交付された暫定利用者は、許可書に記載された使用目的のとおり公共施設等を使用し、事業を実施することができます。

- 参加者が変更・追加となった場合、改めて「【様式 4】誓約書」を遅滞なく提出するものとします。
- 使用する1週間前までに「使用日程申請表」に使用日程を入力の上、表紙ページ「申込先・連絡先」のメールアドレスへ送付ください。また、使用日程が変更となる場合、直ちに本市に電話・メール等で連絡するものとします。
 - ※ 公園利用者の状況を確認するため、可能な限り「平日（月～金曜日）」「土・日・祝日」とそれぞれ使用してください。
- 本市では、1ページ『生まれ変わる遊亀公園を、一緒につくりましょう！』のとおり、暫定利用者が相互に連携し事業を実施することを目的としています。このことから、使用日・場所が重複している場合であっても、本市で同時開催が可能と判断した場合、使用調整をする場合があります。
 - ※ 今回の事業の占用許可については、特定の場所での占有を認めるものではありません。
- 各種イベント（市及び地元団体等の催事等）が重なった場合は、日時もしくは使用場所の変更等指示する場合があります。
- 使用可能時間は、午前9時00分から午後5時00分までとします。
 - ※ ただし、事業の内容によっては本市と協議の上、認められる場合があります。
- 使用期間中に、事務局で実施するモニタリング調査に協力していただくものとします。
- トライアルサウンディングの目的から逸脱または提案内容に反し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、使用の中止を指示することがあります。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況や自然災害により、使用を見合わせる必要があると市が判断した場合、使用の中止を指示することがあります。これらにより生じる費用について、本市は負担しません。

(6) 実績報告書提出・ヒアリング

- 事業終了後1週間以内に「【様式 6】遊亀公園トライアルサウンディング実績報告書」を提出していただくものとします。
- 事業終了後に事務局で実施するヒアリング調査に協力していただくものとします。

5.モニタリング・ヒアリング

今後の公園利用に係る有効な事業となるよう、使用の際はモニタリング及びヒアリングを実施します。

(1) モニタリング

市は、使用の様子を客観的に観察し、効果等を検証します。このため、暫定利用者は、使用期間中に事務局が実施するモニタリング調査に協力するものとします。有効なモニタリング調査とするため、公園利用者への声掛けなど、積極的な実施にご協力をお願いします。

【モニタリング調査内容（例）】

- 公園利用者の性別、年齢層、消費動向（どの商品の売れ行きがいいか等）等の観察・調査
- 今回のトライアルサンディング実施内容の評価の聞き取り
- 今回のトライアルサンディング実施内容以外に、遊亀公園で実施して欲しいイベント等の聞き取り
- 公園利用者への遊亀公園に希望する要素（構造物等）の聞き取り

(2) ヒアリング

暫定利用者の使用期間が満了した後に、本市は暫定利用者から使用についての感想、民間活力導入アイデア（事業内容・手法・条件等）を伺うため、ヒアリングの場を設けます。ヒアリングの際、暫定利用者は、「【様式 6】遊亀公園トライアルサンディング実績報告書」とともに、使用実績等をまとめた資料（任意様式）を本市に提出してください。提出内容については、提案者の知的財産権に配慮した中で、提案者が公表を認めた事項のみ公表を行います。

また、本市は遊亀公園において Park-PFI の導入を目指しています。このことから、トライアルサンディングの実施を通じて把握できた、公園・動物園の魅力向上をさせる収益施設（例：飲食店・物販施設等）、及び一般利用者向け施設（例：広場・休憩施設・遊具等）の整備・維持管理についてのアイデアを、ヒアリングの際にぜひお聞かせください。「生まれ変わる遊亀公園の整備・維持管理に携わり、自らのアイデアを反映できるならば、これが必要で、こうしていきたい！」という意見をお待ちしております。

※ Park-PFI について、詳しくは最終ページをご覧ください。

【提案内容（例）】

- 公園や周辺地域の魅力向上に向けた、未来像・整備方針に対する提案
- 公園が獲得を目指すべきターゲット層の提案
- どのような施設があれば、さらに魅力的な公園となるのかという提案
 - ・ 雨天対応施設の設置など、天候に限らず公園を利用いただくためには
 - ・ 既存施設の活用案について（遊具エリアはどのように使ってもいいのでは？という提案）
 - ・ 駐車場のあり方について（増設、立体駐車場の整備、有料化等）
- 公園・動物園を活用したビジネスのアイデアに対する提案
 - ・ 公園・動物園内での物販・飲食出店、イベントの実施案
 - ・ 公園敷地、動物園園路等の維持管理案

6. 参加資格条件等

(1) 応募者の条件

- ① トライアルサウンディングにより暫定利用を希望する者（以下「応募者」という。）は、本市の公共施設等マネジメントの主旨を十分に理解し、自らの提案内容を遂行する意思と能力、資格、技術及び組織（人員体制）を有する民間事業者等（民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主又は任意団体）とします。
- ② 応募者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体等）とします。
- ③ グループで応募する場合は、業務の遂行を総括する代表事業者及び管理責任者を定めるとともに、応募者の構成と役割分担を明確にしたうえで、各役割の責任者を定めてください。

(2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者又はグループの構成員になることはできません。

また、応募様式等を山梨県警察本部等へ照会することに同意できない者も同様とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けている者。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続き開始の申立てがなされている者。
- ④ 本市の指名停止を受けている者。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者。
- ⑥ 次に該当する者。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者。
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員。
- 国税及び地方税に滞納がある者。

(3) その他失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合又は応募者が審査の公平性に影響を与える行為を行った場合は、失格とします。また、応募者及び応募内容が、次に該当する場合又は協議等の過程で該当することが判明した場合（市が該当していると判断した場合を含む）は、実施に向けての検討又は協議を中止します。

- ① 法令や公序良俗に反する場合。
- ② 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚している等、行政の中立性を損なうものと判断した場合。
- ③ 業務の実施に関し、関係法令等に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合。
- ④ 暫定利用の実施に係る本市の応募者や応募内容の把握等の作業に対し、応募者の協力が得られない場合。
- ⑤ 本市の施策や条例・規則等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合、その他連携を図ることが適当でないと本市が判断した場合。

(4) 応募に関する留意事項

① 費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とします。

② 提出書類の取扱い・特許権

- 提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとしますが、提出書類は返却しません。
- 本市は、本応募によって得た内容について、応募者の知的財産に配慮し、内容及び応募者に関する情報等の保護を徹底し、庁内・関係機関と調整する場合にのみ使用するものとします。
- 本市は暫定利用以外の目的で応募書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。
- 企業秘密等、公開されることにより応募者が不利益を被るおそれのある情報は極力記載しないよう留意するとともに、当該情報が含まれる場合は、該当箇所を明確にする等、適切な措置を講じてください。
- 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとします。
- 応募書類作成における法令等適合のリスクは、応募者に帰属するものとします。

③ 本市から提示する資料の取扱い

- 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。
- 応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

④ 法令等の順守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認し、使用時における法令等適合のリスクは暫定利用者に帰属するものとします。

7.注意事項

(1) リスク分担

暫定利用者が実施する事業については暫定利用者が責任を持って遂行するものとし、トライアルサウンディングの実施に伴い発生する一切のリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

(2) その他の注意事項

① 使用場所について

- 園内の指定された場所以外で使用を実施することはできません。ただし本市と協議のうえ認められる場合はその限りではありません。
- トイレ・遊具の安全領域など、既存の公園施設の機能を阻害する使用は認めません。

② 管理責任者の配置について

- 使用期間中は管理責任者を配置してください。管理責任者は本市との連絡体制を確保し、要望対応、安全管理等の現場管理を随時行ってください。

③ 使用スケジュールの公表について

- 使用予定日を、市ホームページ等で公表します。そのため、使用日の1週間前までに使用スケジュールを市へメールで提出してください。

④ 使用内容の変更について

- 原則として行為許可を受けた内容のとおり実施してください。許可後において使用内容に疑義・変更が生じた場合は本市と協議のうえ、許可内容を変更する場合があります。
- 荒天や猛暑等でやむを得ず営業休止または中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、市へ電話またはメール等で必ず連絡してください。

⑤ インフラ（上下水道、電気等）について

- 原則、インフラに係る使用料等については、暫定利用者が負担するものとします。ただし本市と協議のうえ認められる場合は、使用料は本市が負担します。

⑥ 衛生関係について

- 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保してください。
- 必ずごみ箱を使用場所の直近の見やすい場所に設置し、自ら処分してください。
- 使用場所及びその周辺を常に清潔に保ち、公園利用者が快適に過ごせるよう努めてください。
- 使用により発生した排水は、公園内施設に流さず、持ち帰り適正に処分してください。

⑦ 食品・酒類の提供について

- アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られていますが、暫定利用者の判断で消費者への配慮を行ってください。
- 本市との協議により酒類の提供について認められた場合、未成年者への提供禁止はもちろん、被提供者と他者とのトラブルが発生しないよう適宜対策を行うなど、常に配慮をしてください。

⑧ 原状回復について

- 日をまたぎ同じ場所で使用を行う場合でも、原則1日ごとに物品等の撤収を行ってください。ただし本市が認める場合はこの限りではありません。この場合、盗難等によるリスクは暫定利用者が負うものとします。

- 使用期間後は使用期間前の状態に戻してください。また、使用期間前の状況を写真等で保管したうえで、使用期間後に本市担当と現場立会を行ってください。破損等がある場合は、復旧を求める場合があります。
 - 車両を使用する場合の駐車時は車止めなどを用いて車両を固定してください。また、使用場所の下にシート等を敷くなど、園内の舗装が汚れないよう配慮してください。
- ⑨ **不法駐車への対応について**
- 使用により周辺道路等で不法駐車が発生した場合は、速やかに周辺駐車場への案内を行うとともに、駐車禁止区域においては、その趣旨を踏まえ必要な対応を行ってください。
- ⑩ **不測の事態への対応について**
- イベント保険等に加入したうえで、自然災害、人為災害又は事故等あらゆる不測の事態に対して適切な措置を講じてください。
 - 事故等を防ぐため、園内の車両移動は公園利用者の安全確保を最優先とし、人が少ない時間帯を選び、ハザードランプを点灯し、速度 10km/h 以下で走行することを厳守してください。
- ⑪ **苦情等への対応について**
- 使用による事故や苦情等のトラブルには、責任をもって迅速に対応してください。なお、発生した事故や苦情等のトラブルは、その内容を市に報告してください。
 - 公園利用者や近隣住民の生活に影響を与える行為（拡声器を使用した呼び込み、大音量でのBGM使用等）は禁止します。
- ⑫ **新型コロナウイルス感染症拡大防止措置について**
- 使用期間中、本市と協議のうえ、スタッフの検温、体調確認、マスク着用、アルコールの設置、非接触型決済の導入、待機列間隔の明示等、業種別ガイドライン等の各種指針に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じてください。
- ⑬ **その他**
- 本市との協議により火気及び発電機等の使用について認められた場合、甲府地区広域行政事務組合消防本部に届出のうえ、様式「[露店等の開設届出書](#)」の写しを提出してください。
 - 使用期間中は「都市公園内行為許可書兼都市公園占用許可書」を携行するようにしてください。
 - 事業終了後に使用中の写真を提出していただきますので、状況写真を撮影してください。
 - 許可内容（公園内の使用情報等）とは関係のない広告等は掲示できません。
 - 本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令及び本市条例を遵守してください。
 - その他不明な点については、本市と協議するものとします。その協議が折り合わなければ、市の指示に従っていただくものとします。

甲府市は、「遊亀公園をさらに魅力的な公園にしたい！」という思いをもとに、参加者のみなさまと対等な立場でトライアルサウンディングの実施に取組み、いただいた意見を今後の事業に「いかに盛り込めるか」を、先入観と既成概念を取り払って考えていきます。トライアルサウンディングへの積極的なご参加をお待ちしております！

Park-PFI とは

Park-PFI は、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設（レストラン、売店、屋内子ども遊び場等）の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設（園路・広場等の公園施設）の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る整備・管理手法のことをいいます。



※ Park-PFI 等について、詳しくは次の資料をご覧ください

- ・【甲府市】『甲府市公共施設等再配置における PPP 導入検討指針』第 9 章 Park-PFI」
<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kanzai/kouminrenkei/documents/gaidorain.pdf>
- ・【国土交通省】都市公園における官民連携の推進
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001388164.pdf>
- ・【国土交通省】PPP/PFI（官民連携）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>
- ・【Park-PFI 推進支援ネットワーク PPnet】Park-PFI 実施事例
<https://park-pfi.com/jirei/>

■ 本事業 URL https://www.city.kofu.yamanashi.jp/koenryokuchi/yukipark_trialsounding.html

遊亀公園、
自由に使ってかめへんよ。

